▶情報提供とサービス

郵送で

▶ご契約現況のお知らせ
ご契約ごとに毎年4回、ご契約内容（積立金額、ユニットプライス、死亡給付金額等）についてお知らせします。

▶運用実績レポート
毎年4回、特別勘定（ファンド）の運用経過、資産の内訳等についてお知らせします。

▶変額個人年金保険(13)有期型(特別勘定)決算のお知らせ
事業年度決算後、特別勘定（ファンド）の運用実績や運用収支状況等について、お知らせします。

電話で

アクサ生命
カスタマーサービスセンター
TEL 0120-933-399
月～金：9:00 ～ 19:00
土　：9:00 ～ 17:00
（日・祝日および12/31 ～ 1/3を除く）

▶契約内容、特別勘定（ファンド）の運用状況についてのご照会
▶契約内容の変更や給付金請求等の各種お手続き
▶各種お問い合わせ

インターネットで

アクサ生命
ホームページ
http://www.axa.co.jp/

▶会社案内、商品案内
▶ユニットプライス推移、特別勘定（ファンド）の運用実績
▶「ご契約者さま専用インターネットサービス*」によるご契約内容・積立金のご照会
＊「ご契約者さま専用インターネットサービス」の利用には事前の登録が必要です。

▶募集代理店（みずほ信託銀行）からのお知らせ

▶「変額個人年金保険(13)有期型」は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。

▶保険契約にご加入いただくか否かが、みずほ信託銀行株式会社における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

▶借入金を保険料に充当した場合、保険金額や、解約払戻金額等が借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となることがあります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

▶保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

くわしくは、変額保険の販売資格を持つみずほ信託銀行株式会社の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

募集代理店
みずほ信託銀行株式会社

引受保険会社
アクサ生命保険株式会社
redefining / standards
〒108-8020　東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)
アクサ生命ホームページ　http://www.axa.co.jp/

Form No.0R3559(5.0) AXA-A1-1412-2491/9F7 2015.04.01

【本資料は商品パンフレットです】
本商品のご検討・お申し込みに際しては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」をあわせてご確認ください。



アクサ生命の変額個人年金保険

ほほえみ返しⅢ

変額個人年金保険(13)有期型

募集代理店
MIZUHO　みずほ信託銀行

引受保険会社
アクサ生命保険株式会社
redefining / standards

この保険商品の引受保険会社はアクサ生命保険株式会社です。
みずほ信託銀行株式会社はアクサ生命保険株式会社の募集代理店です。

2015.04

アクサ生命の変額個人年金保険

ほほえみ返しⅢ

変額個人年金保険(13)有期型

⚠変額個人年金保険に関して、特にご留意いただきたい事項

▶この商品のリスクについて

くわしくは P14 ▶

この保険では、特別勘定資産の運用は主に投資信託を通じ、株式や債券等に投資されます。したがいまして、投資対象となる株式市場や債券市場等が下落した場合には、積立金も減少します。外国株式等の外貨建資産を投資対象としているものについては、為替変動の影響も受けます。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、ご契約者が損失を被ることがあります。なお、特別勘定年金としてお受け取りいただく年金額には最低保証がありますが、「解約」「一部解約」「年金の一括受取」「基準保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には、最低保証はありません。

▶諸費用について

くわしくは P13 ▶

ご契約期間中は、以下の費用の合計額をご負担いただきます。

【ご契約時】
・契約初期費：一時払保険料に対して 5.0%

【据置期間中および特別勘定年金受取期間中】
・保険関係費：特別勘定(ファンド)の積立金額に対して年率 2.95%
・運用関係費：投資信託の純資産総額に対して年率 0.1728% 程度(税抜：0.16%程度)

【一般勘定年金受取期間中】(一般勘定で運用する年金に変更された場合)
・年金管理費：年金額に対して 1.0%

※運用関係費および年金管理費は、将来変更される可能性があります。

▶商品パンフレットにて使用している用語について

「商品パンフレット」では、一部「ご契約のしおり・約款」等と異なる表記を使用しておりますのでご注意ください。

「商品パンフレット」での表記	「ご契約のしおり・約款」等での表記
据置期間	積立期間
ステップアップ保証金額	ラチェット保証金額
据置ボーナス保証金額	最低保証死亡給付金額の基準となるロールアップ保証金額、および基準保証金額の基準となる基本保険金額の年 1.0%(単利)逓増金額
特別勘定年金	保証金額付特別勘定年金
年金受取期間	年金支払期間
年金受取開始日	年金支払開始日
年金受取日	年金支払日
年金の一括受取	年金の一括支払

「大切なお金だから、元気なうちに使いたい！」そんなニーズに『ほほえみ返しⅢ』が、お応えいたします。

日本人の平均余命

		平均余命	90歳までの生存率
60歳	男性	約23年	60歳男性 25.1%
	女性	約28年	60歳女性 49.3%
65歳	男性	約19年	65歳男性 26.2%
	女性	約24年	65歳女性 50.3%
70歳	男性	約15年	70歳男性 28.1%
	女性	約20年	70歳女性 51.8%
75歳	男性	約12年	75歳男性 31.4%
	女性	約15年	75歳女性 54.2%

年齢	平均余命 男性	平均余命 女性	年齢	平均余命 男性	平均余命 女性	年齢	平均余命 男性	平均余命 女性
50歳	32年	38年	61歳	22年	28年	72歳	14年	18年
51歳	31年	37年	62歳	21年	27年	73歳	13年	17年
52歳	30年	36年	63歳	21年	26年	74歳	12年	16年
53歳	29年	35年	64歳	20年	25年	75歳	12年	15年
54歳	28年	34年	65歳	19年	24年	76歳	11年	15年
55歳	27年	33年	66歳	18年	23年	77歳	10年	14年
56歳	27年	32年	67歳	18年	22年	78歳	10年	13年
57歳	26年	31年	68歳	17年	21年	79歳	9年	12年
58歳	25年	30年	69歳	16年	20年	80歳	9年	12年
59歳	24年	29年	70歳	15年	20年			
60歳	23年	28年	71歳	15年	19年			

※死亡状況(年齢別死亡率)が、今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が、平均的にみて今後何年生きられるかという期待値を表したものを「平均余命」といい、特に0歳の平均余命を「平均寿命」といいます。
※平均余命については、小数点第一位を四捨五入
※「90歳までの生存率」(小数点第二位四捨五入)＝「90歳の生存数(lx)」÷「各年齢の生存数(lx)」

出所：厚生労働省「平成25年簡易生命表の概況（2014年公表）」よりアクサ生命が作成

Point1 ふやして受け取る

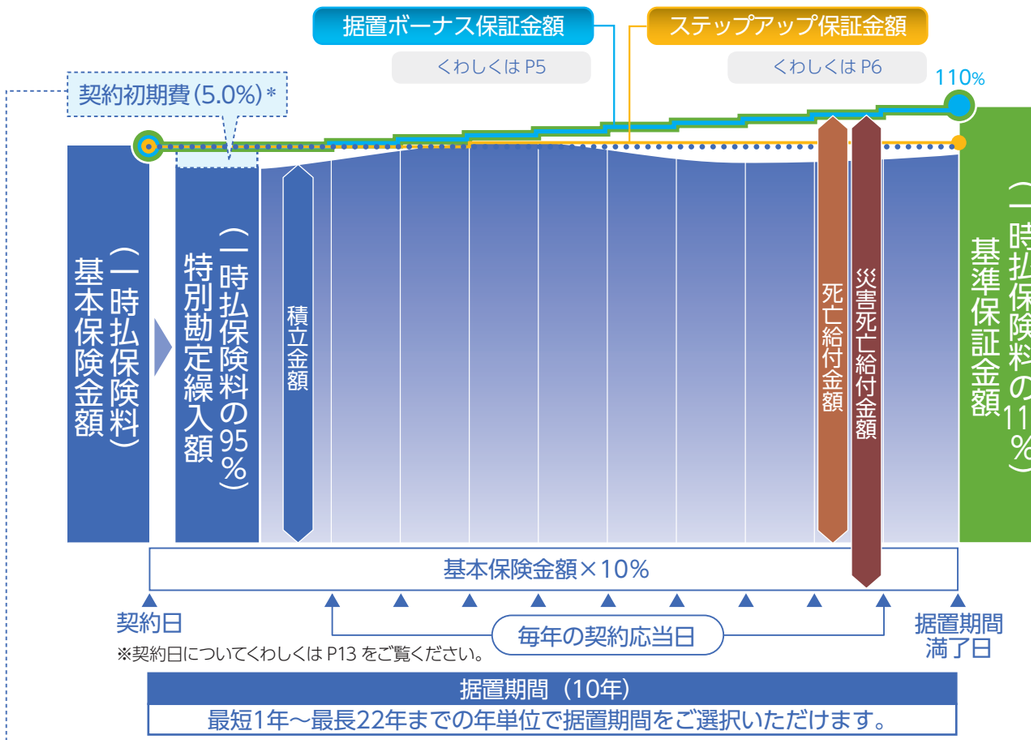
くわしくは P5～6

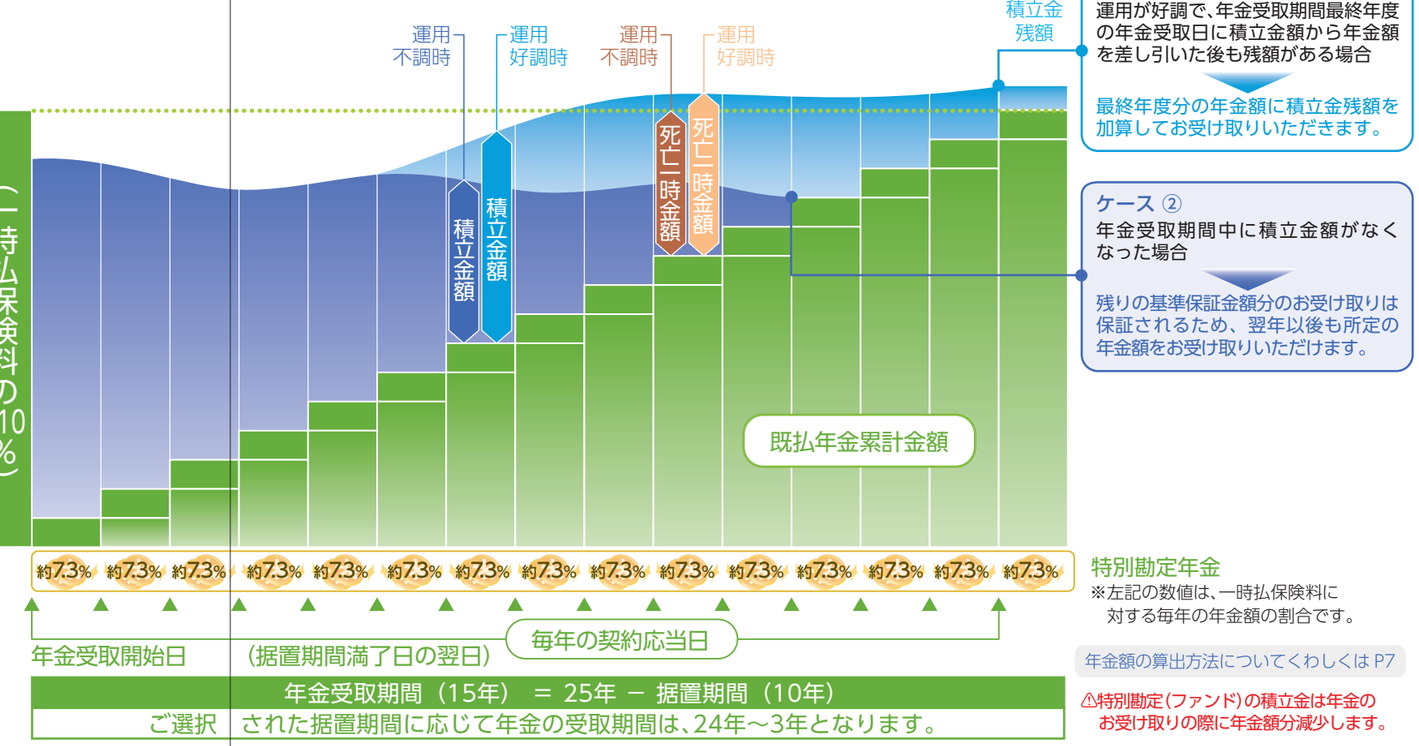
特別勘定年金でお受け取りいただく年金受取総額は、運用実績にかかわらず、据置期間に応じて基本保険金額の101%～ 110%を最低保証

- ●「据置ボーナス保証機能」により、基準保証金額が、据置期間に応じて最低101%から最大110%まで増加します。
- ●据置期間中の運用が好調な場合には、「ステップアップ保証機能」により、基準保証金額がふえる可能性があります。

⚠「据置ボーナス保証機能」により、基本保険金額に対して毎年1.0%（単利）ずつ基準保証金額が増加するのは年金受取開始日までで、最長10年間です。
⚠据置期間中の運用成果によっては、「ステップアップ保証機能」では基準保証金額が増加しない場合があります。
⚠解約、一部解約を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。よって一時払保険料を下回る場合があります。

【イメージ図（据置期間 :10 年の場合）】
※年金受取開始日において、据置ボーナス保証金額（一時払保険料の 110%）が基準保証金額となった場合。





年金額の算出方法についてくわしくは P7

⚠特別勘定（ファンド）の積立金は年金のお受け取りの際に年金額分減少します。

基準保証金額とは？

- ▶年金額の算出の基準となる金額です。
- ▶年金受取開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額（くわしくは P11）」との合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- ▶年金受取開始日の基準保証金額は、右記の 3 種類の金額のうち最も大きい金額となります。

⚠基準保証金額を一括でお受け取りいただく場合、最低保証はありません。
基準保証金額が最低保証されるのは、特別勘定年金でお受け取りいただく場合に限られます。

年金受取開始日における
据置ボーナス保証金額
年金受取開始日の前日における
ステップアップ保証金額
年金受取開始日の前日における
積立金額

▶*アクサ生命がご契約のお申し込みを承諾した日の翌営業日、または契約日からその日を含めて8日目（アクサ生命の休業日にあたる場合には翌営業日）のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日に一時払保険料から契約初期費（5.0%）を控除した金額を特別勘定（ファンド）へ繰り入れます。

Point2 計画的につかう

くわしくは P7～8、P10

最短1年後～最長22年後まで、年単位で年金のお受け取り開始時期をご選択いただけますので、ライフプランに合わせて、計画的に年金をおつかいいただけます。

- ●年金受取期間中も、特別勘定（ファンド）での運用が継続されます。
- ●年金額は、「基準保証金額÷年金受取期間」となります。（円未満切り上げ）

⚠据置期間と年金受取期間の合計期間は25年間です。
⚠ご契約後、据置期間の変更（年金受取開始日の変更）をすることはできません。
⚠年金受取開始日における被保険者のご年齢は、90歳以下である必要があります。
⚠特別勘定（ファンド）の運用状況によっては積立金額がなくなる場合や、ふえない場合があります。
⚠年金受取期間中に積立金額がなくなった場合、それ以降特別勘定（ファンド）での運用は行わないため、最終年度における積立金残額はありません。

▶特別勘定（ファンド）繰入前に控除される費用
→契約初期費：一時払保険料に対して 5.0%

▶据置期間中および特別勘定年金受取期間中に控除される費用
→保険関係費：特別勘定（ファンド）の積立金額に対して年率 2.95%
→運用関係費：投資信託の純資産総額に対して年率 0.1728% 程度
（税抜 :0.16% 程度）

▶一般勘定で運用する年金の受取期間中に控除される費用
→年金管理費：年金額に対して 1.0%

⚠年金の種類の変更等により、一般勘定で運用する年金をお受け取りいただく場合にかかる費用であり、特別勘定年金の受取期間中にはかかりません。

諸費用についてくわしくは P13

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ステップアップ保証金額、基準保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。
※死亡時のお取り扱いについてくわしくは P11 をご覧ください。

据置ボーナス保証機能

運用実績にかかわらず、据置期間に応じて、基準保証金額を増加させる機能です。

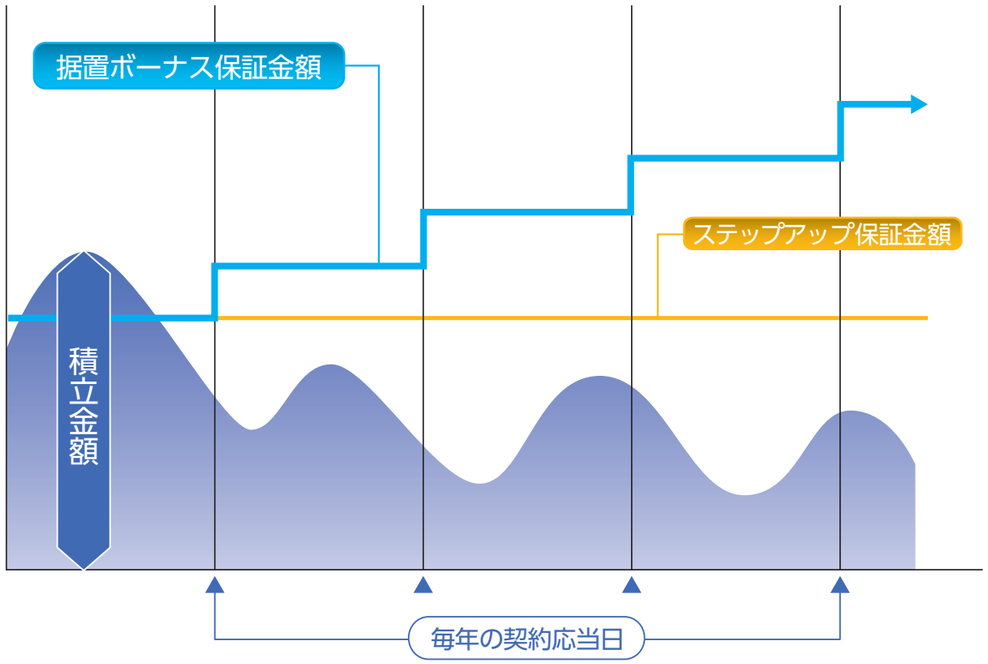
●運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日に、基本保険金額に対して1.0%(単利)ずつ基準保証金額が増加します。(最長10年間)
●ご契約時における据置ボーナス保証金額は、基本保険金額(一時払保険料)と同額です。

⚠「据置ボーナス保証機能」により、基本保険金額に対して毎年1.0%(単利)ずつ基準保証金額が増加するのは年金受取開始日までで、最長10年間です。
⚠ 一部解約を行った場合には、据置ボーナス保証金額も、積立金額と同一割合で減額されます。
⚠ 解約、一部解約を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。よって一時払保険料を下回る場合があります。

【イメージ図】

据置ボーナス保証金額 [据置期間に応じた保証率](対基本保険金額)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
101%	102%	103%	104%	105%	106%	107%	108%	109%	110%



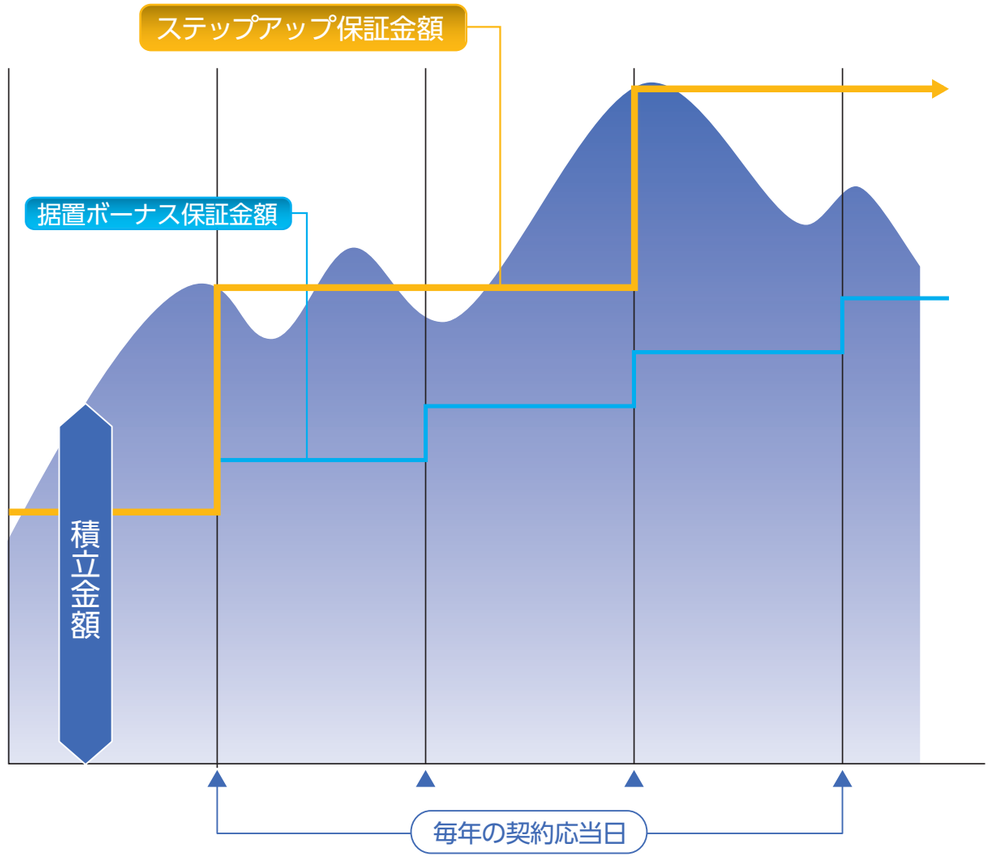
ステップアップ保証機能

据置期間中の運用実績が好調な場合に、毎年の契約応当日の前日の積立金額に応じて、基準保証金額を増加させる機能です。

●契約日以降、年1回、毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているステップアップ保証金額とを比較し、いずれか大きい金額を適用します。
●ご契約時におけるステップアップ保証金額は、基本保険金額(一時払保険料)と同額です。
●ステップアップ保証金額は、1円単位で設定され、上昇に上限はありません。

⚠ 据置期間中の運用成果によっては、ステップアップ保証金額が増加しない場合があります。
⚠ 一部解約を行った場合には、ステップアップ保証金額も、積立金額と同一割合で減額されます。
⚠ 解約、一部解約を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。よって一時払保険料を下回る場合があります。

【イメージ図】



特別勘定年金額の早見表［課税前］

●各年金受取開始日において、据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合の金額と、その場合の年金額（最低保証額）を表示しています。なお、年金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

一時払保険料	据置期間 / 年金受取期間	1年 / 24年	2年 / 23年	3年 / 22年	4年 / 21年	5年 / 20年	6年 / 19年	7年 / 18年	8年 / 17年	9年 / 16年	10年 / 15年
200万円	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	202万円	204万円	206万円	208万円	210万円	212万円	214万円	216万円	218万円	220万円
	年金額［最低保証額］	8.4万円	8.8万円	9.3万円	9.9万円	10.5万円	11.1万円	11.8万円	12.7万円	13.6万円	14.6万円
300万円	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	303万円	306万円	309万円	312万円	315万円	318万円	321万円	324万円	327万円	330万円
	年金額［最低保証額］	12.6万円	13.3万円	14.0万円	14.8万円	15.7万円	16.7万円	17.8万円	19.0万円	20.4万円	22.0万円
500万円	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	505万円	510万円	515万円	520万円	525万円	530万円	535万円	540万円	545万円	550万円
	年金額［最低保証額］	21.0万円	22.1万円	23.4万円	24.7万円	26.2万円	27.8万円	29.7万円	31.7万円	34.0万円	36.6万円
700万円	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	707万円	714万円	721万円	728万円	735万円	742万円	749万円	756万円	763万円	770万円
	年金額［最低保証額］	29.4万円	31.0万円	32.7万円	34.6万円	36.7万円	39.0万円	41.6万円	44.4万円	47.6万円	51.3万円
1,000万円	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	1,010万円	1,020万円	1,030万円	1,040万円	1,050万円	1,060万円	1,070万円	1,080万円	1,090万円	1,100万円
	年金額［最低保証額］	42.0万円	44.3万円	46.8万円	49.5万円	52.5万円	55.7万円	59.4万円	63.5万円	68.1万円	73.3万円
1,100万円	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	1,111万円	1,122万円	1,133万円	1,144万円	1,155万円	1,166万円	1,177万円	1,188万円	1,199万円	1,210万円
	年金額［最低保証額］	46.2万円	48.7万円	51.5万円	54.4万円	57.7万円	61.3万円	65.3万円	69.8万円	74.9万円	80.6万円
1,300万円	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	1,313万円	1,326万円	1,339万円	1,352万円	1,365万円	1,378万円	1,391万円	1,404万円	1,417万円	1,430万円
	年金額［最低保証額］	54.7万円	57.6万円	60.8万円	64.3万円	68.2万円	72.5万円	77.2万円	82.5万円	88.5万円	95.3万円
1,500万円	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	1,515万円	1,530万円	1,545万円	1,560万円	1,575万円	1,590万円	1,605万円	1,620万円	1,635万円	1,650万円
	年金額［最低保証額］	63.1万円	66.5万円	70.2万円	74.2万円	78.7万円	83.6万円	89.1万円	95.2万円	102.1万円	110.0万円
1,700万円	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	1,717万円	1,734万円	1,751万円	1,768万円	1,785万円	1,802万円	1,819万円	1,836万円	1,853万円	1,870万円
	年金額［最低保証額］	71.5万円	75.3万円	79.5万円	84.1万円	89.2万円	94.8万円	101.0万円	108.0万円	115.8万円	124.6万円
1,900万円	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	1,919万円	1,938万円	1,957万円	1,976万円	1,995万円	2,014万円	2,033万円	2,052万円	2,071万円	2,090万円
	年金額［最低保証額］	79.9万円	84.2万円	88.9万円	94.0万円	99.7万円	106.0万円	112.9万円	120.7万円	129.4万円	139.3万円

⚠ 年金額の計算に際し、据置期間中に確定するステップアップ保証金額、および据置期間満了時における積立金額については、考慮しておりません。

⚠ 年金受取総額保証には据置期間と年金受取期間の合計期間が 25 年間である必要があります。

⚠「据置ボーナス保証機能」により基準保証金額が増加するのは年金受取開始日までで、最長 10 年間です。

▶年金額の算出方法について

●年金額は、以下の計算式で算出されます。

［特別勘定年金額の算出方法］

特別勘定年金額（円未満切り上げ） ＝ 基準保証金額 ÷ 年金受取期間

年金額からみた必要一時払保険料早見表［課税前］

●記載の年金額を受け取るために、各据置期間において必要となる一時払保険料と、各年金受取開始日において、据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合の金額を表示しています。なお基準保証金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

年金額	据置期間 / 年金受取期間	1年 / 24年	2年 / 23年	3年 / 22年	4年 / 21年	5年 / 20年	6年 / 19年	7年 / 18年	8年 / 17年	9年 / 16年	10年 / 15年
約24万円	一時払保険料	571万円	542万円	513万円	485万円	458万円	431万円	404万円	378万円	353万円	328万円
	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	576.7万円	552.8万円	528.3万円	504.4万円	480.9万円	456.8万円	432.2万円	408.2万円	384.7万円	360.8万円
約36万円	一時払保険料	856万円	812万円	769万円	727万円	686万円	646万円	606万円	567万円	529万円	491万円
	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	864.5万円	828.2万円	792.0万円	756.0万円	720.3万円	684.7万円	648.4万円	612.3万円	576.6万円	540.1万円
約48万円	一時払保険料	1,141万円	1,083万円	1,026万円	970万円	915万円	861万円	808万円	756万円	705万円	655万円
	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	1,152.4万円	1,104.6万円	1,056.7万円	1,008.8万円	960.7万円	912.6万円	864.5万円	816.4万円	768.4万円	720.5万円
約60万円	一時払保険料	1,426万円	1,353万円	1,282万円	1,212万円	1,143万円	1,076万円	1,010万円	945万円	881万円	819万円
	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	1,440.2万円	1,380.0万円	1,320.4万円	1,260.4万円	1,200.1万円	1,140.5万円	1,080.7万円	1,020.6万円	960.2万円	900.9万円
約72万円	一時払保険料	1,711万円	1,624万円	1,538万円	1,454万円	1,372万円	1,291万円	1,212万円	1,134万円	1,057万円	982万円
	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	1,728.1万円	1,656.4万円	1,584.1万円	1,512.1万円	1,440.6万円	1,368.4万円	1,296.8万円	1,224.7万円	1,152.1万円	1,080.2万円
約84万円	一時払保険料	1,997万円	1,895万円	1,795万円	1,697万円	1,600万円	1,506万円	1,414万円	1,323万円	1,234万円	1,146万円
	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	2,016.9万円	1,932.9万円	1,848.8万円	1,764.8万円	1,680.0万円	1,596.3万円	1,512.9万円	1,428.8万円	1,345.0万円	1,260.6万円
約96万円	一時払保険料	2,282万円	2,165万円	2,051万円	1,939万円	1,829万円	1,721万円	1,615万円	1,512万円	1,410万円	1,310万円
	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	2,304.8万円	2,208.3万円	2,112.5万円	2,016.5万円	1,920.4万円	1,824.2万円	1,728.0万円	1,632.9万円	1,536.9万円	1,441.0万円
約108万円	一時払保険料	2,567万円	2,436万円	2,307万円	2,181万円	2,058万円	1,936万円	1,817万円	1,700万円	1,586万円	1,473万円
	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	2,592.6万円	2,484.7万円	2,376.2万円	2,268.2万円	2,160.9万円	2,052.1万円	1,944.1万円	1,836.0万円	1,728.7万円	1,620.3万円
約120万円	一時払保険料	2,852万円	2,706万円	2,564万円	2,424万円	2,286万円	2,151万円	2,019万円	1,889万円	1,762万円	1,637万円
	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	2,880.5万円	2,760.1万円	2,640.9万円	2,520.9万円	2,400.3万円	2,280.0万円	2,160.3万円	2,040.1万円	1,920.5万円	1,800.7万円
約180万円	一時払保険料	4,278万円	4,059万円	3,845万円	3,635万円	3,429万円	3,227万円	3,029万円	2,834万円	2,643万円	2,455万円
	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	4,320.7万円	4,140.1万円	3,960.3万円	3,780.4万円	3,600.4万円	3,420.6万円	3,241.0万円	3,060.7万円	2,880.8万円	2,700.5万円

⚠ 必要とする一時払保険料の計算に際し、据置期間中に確定するステップアップ保証金額、および据置期間満了時における積立金額については、考慮しておりません。

⚠ 年金受取総額保証には据置期間と年金受取期間の合計期間が 25 年間である必要があります。

⚠「据置ボーナス保証機能」により基準保証金額が増加するのは年金受取開始日までで、最長 10 年間です。

▶年金受取期間中の運用が好調な場合

●年金受取期間最終年度における年金受取日において、積立金額から最終年度分の年金額を差し引いた後も残額がある場合には、最終年度分の年金額に加算してお受け取りいただけます。

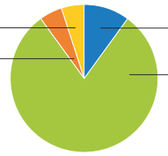
●毎年の年金受取日前日における積立金額が、それまでの基準保証金額を上回った場合には、その時点の積立金額を新たな基準保証金額として適用し、年金額も見直し後の基準保証金額をもとに再計算されます。

⚠ 運用が不調で年金受取期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定(ファンド)での運用は行わないため、その後の基準保証金額の見直しや最終年度における積立金残額はありません。

特別勘定（ファンド）

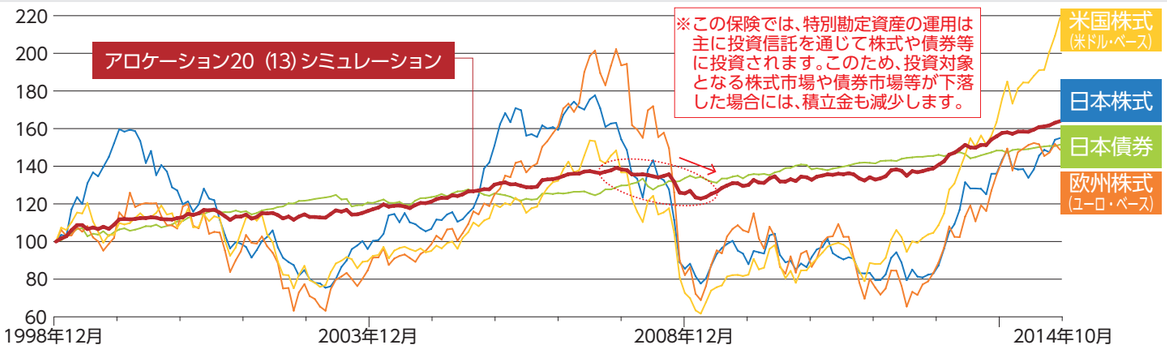
［2014 年 12 月現在］

⚠特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替変動リスク、派生商品取引のリスク等があり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。
⚠特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
⚠特別勘定(ファンド)における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。
→くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

特別勘定（ファンド）名	アロケーション 20（13）
基本資産配分比率	米国株式（米ドル･ベース） 5% 欧州株式（ユーロ･ベース） 5% 日本株式 10% 日本債券 80% 
利用する投資信託名	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス（20 ／ 80）－ 3
利用する投資信託の運用方針	●当ファンドは、主として、マザーファンド受益証券、わが国の国庫短期証券等の国債および政府保証付債券（短期国債等）、金融派生商品（デリバティブ）等を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。 ●各資産への実質的な資産配分は、信託財産の純資産総額に対して上記の比率を基本とし、一定の規律にしたがいリバランスを行います。 ●各マザーファンドは下記のベンチマークに連動した投資成果を目指します。 ●実質的な外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 →くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。
利用する投資信託の各マザーファンドとベンチマーク	日本債券：マザーファンド＝アライアンス･バーンスタイン･日本債券インデックス･マザーファンド／ベンチマーク＝バークレイズ 日本10年国債先物インデックス 日本株式：マザーファンド＝アライアンス･バーンスタイン･日本株式インデックス･マザーファンド／ベンチマーク＝TOPIX（東証株価指数、配当込み） 米国株式（米ドル・ベース）：マザーファンド＝アライアンス･バーンスタイン･米国株式インデックス･マザーファンド／ベンチマーク＝S&P500 株価指数（円ベース） 欧州株式（ユーロ・ベース）：マザーファンド＝アライアンス･バーンスタイン･欧州株式インデックス･マザーファンド／ベンチマーク＝ユーロ･ストックス 50 種インデックス（円ベース）
運用関係費	投資信託の純資産総額に対して年率 0.1728％程度（税抜：0.16％程度） くわしくは P13 ▶
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社 米国ニューヨークを本拠にグローバルな資産運用業務を展開するアライアンス・バーンスタイン*の日本拠点です。1986 年の東京支店設立以来、幅広い資産運用サービスや商品を提供しています。アライアンス・バーンスタインは AXA グループの一員です。 ＊アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

※ベンチマークについてくわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。
※リバランスとは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。
※特別勘定（ファンド）の運用対象、運用方針および委託会社等の運用協力会社は、法令等の改正または効率的な資産運用が困難になる等の理由により、変更されることがあります。なお、委託会社等の運用協力会社については、運用成績の悪化等、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。
※特別勘定（ファンド）には、各種支払い等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。

▶参考指数とポートフォリオの推移 ＜諸費用相当控除前・課税前＞



※1998年12月末日に100を投資した場合の各資産額の推移を示しています。
1.［算出前提条件］アロケーション20（13）シミュレーションは、基本資産配分で参考指数を保有したポートフォリオ（月次リバランス）で、投資に係る費用および税金等は一切考慮しておりません。
2.［参考指数］・日本債券：イボットソン･アソシエイツ･ジャパン日本長期国債先物理論価格指数（証拠金含む） ・日本株式：東証1部上場銘柄の時価総額加重投資収益率 ・米国株式（米ドル･ベース）：S&P500種株価指数トータルリターン（円ベース） ・欧州株式（ユーロ･ベース）：イボットソン･アソシエイツ･ジャパン･ユーロ･ストックス50指数トータルリターン（円ベース）
※データ対象期間：1998年12月末日～2014年10月末日 ※データ出所：イボットソン･アソシエイツ･ジャパン株式会社
（Copyright ©2014 Ibbotson Associates Japan, Inc. 著作権等すべての権利を有する同社から使用許諾を得ている。）

⚠本グラフは、上記の算出前提条件により運用を行ったと仮定した場合のポートフォリオと、上記の参考指数の推移を事後的に検証したものであり、実際の特別勘定（ファンド）やベンチマークの実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定（ファンド）の運用成果や実績を保証・予測するものではありません。

年金のお受け取り

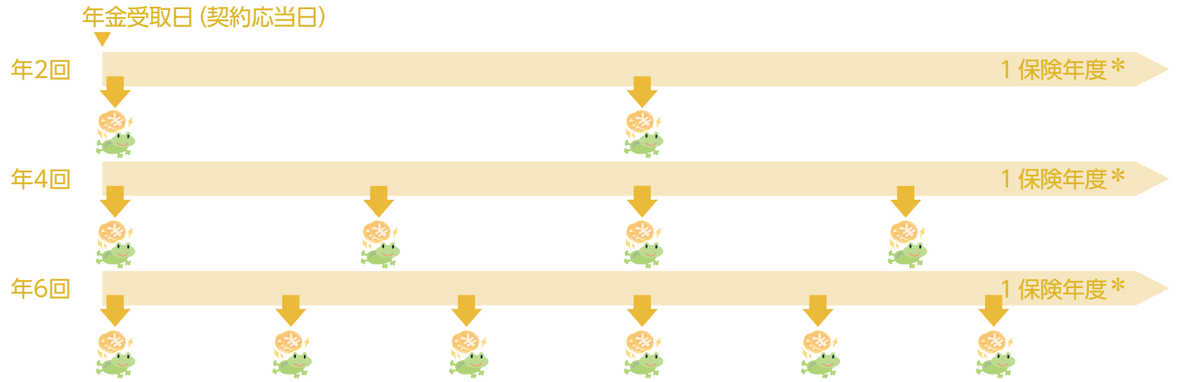
▶特別勘定年金のお受け取り

●年金受取開始日は、据置期間満了日の翌日です。2回目以後の年金受取日は、毎年の契約応当日となります。
また年金受取方法は、年1回のお受け取り以外に、以下の「分割でのお受け取り」または「年金受取日の任意指定」のいずれかをご選択いただくこともできます。

1. 分割でのお受け取り：年金を、分割してお受け取りいただくことができます。

▶分割回数は、年2回、4回、6回のいずれかからご選択いただけます。
▶年6回の場合に限り、奇数月受け取り（年金受取月: 1月・3月・5月・7月・9月・11月）か偶数月受け取り（年金受取月:2月・4月・6月・8月・10月・12月）をご選択いただくこともできます。
⚠分割でのお受け取りをご選択された年の年金額のみ、別途一般勘定で運用されますので、お受け取りまでの間、アクサ生命所定の利率で据え置かれます。
⚠分割でお受け取りいただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。
⚠分割でのお受け取りをご選択された場合は、年金受取日の任意指定はできません。

【イメージ図】



※記載の図は年金を年２回、４回、６回に分割してお受け取りいただく場合のイメージです。
＊「1 保険年度」とは、契約応当日から翌年の契約応当日前日までの期間のことを意味します。

2. 年金受取日の任意指定：年金受取日を、指定する任意の日に変更することができます。

▶任意で指定する場合の年金の受取日は、年２日までご指定いただけます。
⚠年金受取日の任意指定をされた年の年金額のみ、別途一般勘定で運用されますので、お受け取りまでの間、アクサ生命所定の利率で据え置かれます。
⚠分割でお受け取りいただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。
⚠年金受取日の任意指定をご選択された場合は、上記「1.分割でのお受け取り」はできません。

【イメージ図】



＊「1 保険年度」とは、契約応当日から翌年の契約応当日前日までの期間のことを意味します。

▶年金の種類の変更（一般勘定年金への移行）

▶契約日から1年以上経過した年金受取開始日以後に、積立金額をもとに、特別勘定（ファンド）で運用する年金から一般勘定で運用する年金に変更できます。
▶年金の種類は、「確定年金（年金受取期間: 5年～ 20年、1年単位）」「保証期間付終身年金（保証期間: 5年・10年・15年・20年）」「保証期間付夫婦連生終身年金（保証期間: 5年・10年・15年・20年）」「一時金付終身年金」からご選択いただけます。
（年金の種類の変更については所定の要件があります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。）
⚠年金の種類の変更をした場合、年金受取総額の最低保証はなくなります。
⚠年金額が10万円未満となる場合には、上記のお取り扱いはできません。
⚠年金額の上限は3,000万円となります。3,000万円をこえる場合には年金額は3,000万円とし、3,000万円をこえる部分については、年金受取開始時に一時金でお受け取りいただきます。
⚠「保証期間付終身年金」「保証期間付夫婦連生終身年金」をご選択された場合、被保険者のお亡くなりになる時期によっては、お受け取りになる金額の合計額が年金原資額を下回ることがあります。

⚠年金の種類の変更後の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金受取開始時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて算出されます。

死亡時のお取り扱い

		給付金名称	給付金額	給付金受取人
据置期間中	被保険者が年金受取開始日前に死亡された場合	死亡給付金	被保険者がお亡くなりになった日における右記のうち最も大きい金額をお受け取りいただけます。 据置ボーナス保証金額 ステップアップ保証金額 積立金額	死亡給付金受取人
	被保険者が所定の不慮の事故や所定の感染症により年金受取開始日前に死亡された場合	災害死亡給付金	対象となる不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額の10％を死亡給付金額に加算した金額をお受け取りいただけます。	
特別勘定年金受取期間中	被保険者が年金受取開始日以後に死亡された場合	死亡一時金	基準保証金額が最低保証されます。 被保険者がお亡くなりになった日における、右記のうちいずれか大きい金額をお受け取りいただけます。 基準保証金額から既払年金累計金額を控除した金額 積立金額	年金受取人＊

＊年金受取人が、お亡くなりになった被保険者と同一人で、後継年金受取人が指定されている場合には、後継年金受取人にお受け取りいただきます。
※契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

年金支払特約

死亡給付金額（災害死亡給付金額）または死亡一時金額を、一時金にかえて遺族年金（一般勘定で運用する年金）としてお受け取りいただくこともできます。

⚠この特約の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金基金＊設定時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されます。
＊年金基金は、死亡給付金などの支払事由が生じたとき（死亡給付金受取人のお申し出によりこの特約が締結した時には、締結時）に設定され、死亡給付金などの全部または一部が、将来の年金支払に充てられます。

後継年金受取人

年金受取期間中に年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が年金受取人の権利を承継することができます。

※後継年金受取人は、年金受取人以外の被保険者、または被保険者の親族（配偶者、または６親等以内の血族および３親等以内の姻族）の範囲内で、１名のみご指定いただけます。
※後継年金受取人を指定する場合は、被保険者の同意が必要です。
※年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、すでに死亡しているときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人になるものとします。
※据置期間中に被保険者がお亡くなりになった際には、死亡給付金受取人が死亡給付金（所定の不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合は災害死亡給付金）をお受け取りいただけます。

●年金受取期間中に年金受取人がお亡くなりになった際には、契約形態に応じて後継年金受取人が次のようにお受け取りいただけます。

①年金受取人と被保険者が同一人の場合
→後継年金受取人が死亡一時金をお受け取りいただけます。
⚠特別勘定年金の継続受け取りはできません。

②年金受取人と被保険者が別人の場合
→後継年金受取人が引き続き特別勘定年金をお受け取りいただけます。
⚠「年金の一括受取」を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。よって、一時払保険料を下回る場合があります。

⚠ 責任開始の日から2年以内の自殺等、死亡給付金等をお支払いできない場合があります。この場合、被保険者が死亡した日の積立金額をお支払いします。

ご契約の解約等のお取り扱い

据置期間中（ご請求者：ご契約者）

解約	▶完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日（解約日）における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。 ※解約日が特別勘定繰入日より前となる場合は、解約払戻金額は基本保険金額（原則として一時払保険料と同額）となります。
一部解約	▶一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただけます。 ▶一部解約をした場合、積立金額から一部解約請求金額と同額が控除され、基本保険金額、据置ボーナス保証金額、ステップアップ保証金額も、積立金額と同一割合で減額されます。 ⚠一部解約請求金額が3万円未満となる場合や、一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合、一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合には、お取り扱いできません。

特別勘定年金受取期間中（ご請求者：年金受取人）

年金の一括受取	▶完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。
基準保証金額の減額（積立金額の一部解約）	▶減額後の基準保証金額をご指定いただきます。 ▶基準保証金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、減額分に対する解約払戻金額をお受け取りいただきます。 ▶基準保証金額の減額をした場合、完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日を基準として、減額前の基準保証金額に対する減額後の基準保証金額と同一割合で、積立金額が減額されます。 ⚠減額後の年金額は、減額後の基準保証金額をもとに、改めて算出した金額となります。 ⚠減額後の基準保証金額が50万円未満となる場合には、基準保証金額の減額のお取り扱いはできません。

⚠「解約」「一部解約」「年金の一括受取」「基準保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。よって一時払保険料を下回る場合があります。

税務のお取り扱い

ご契約時（一時払保険料）の税務

▶お払い込みいただいた保険料について

一時払保険料	一般の生命保険料控除の対象となります。

※他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。この保険は保険料のお払込方法が一時払ですので、この生命保険料控除が適用されるのは、契約初年度のみとなります。個人年金保険料控除および介護医療保険料控除の対象とはなりません。

据置期間中の税務

▶解約時に差益が発生した場合にかかる税金について

	ご契約後5年以内の場合	ご契約後5年超の場合
解約差益	20%の源泉分離課税	所得税（一時所得）、住民税

▶死亡給付金（災害死亡給付金を含みます）を一括でお受け取りいただく場合にかかる税金について

契約形態			課税の種類
ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）、住民税
本人	配偶者	子	贈与税

年金受取期間中の税務

▶年金のお受け取り時にかかる税金について

年金額	所得税（雑所得）、住民税

※ご契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に、年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。（相続税法第24条）

ご参考 年金のお受け取り時における雑所得の課税対象額の計算方法

①雑所得の計算

雑所得の課税対象額（運用益の1年分） ＝ その年の年金額 － 必要経費

②必要経費の計算

$$\text{年金受取開始時における年金額} \times \left(\frac{\text{一時払保険料}}{\text{年金受取開始時における年金額} \times \text{年金受取期間}} \right)$$

※毎年、お客さまの雑所得の金額を記載した「雑所得の明細書」をアクサ生命から送付いたしますので、実際の確定申告の際には、そちらをご使用ください。
※雑所得の必要経費の計算方法は、年金種類等によって異なる場合があります。

▶年金の一括受取時にかかる税金について

差益	所得税（一時所得）、住民税

▶死亡一時金を一括でお受け取りいただく場合にかかる税金について

契約形態			課税の種類
ご契約者	被保険者	年金受取人	
本人	本人	本人→相続人	相続税
本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）、住民税

⚠本資料に記載している税務上のお取り扱いについては、2014年12月現在の税制に基づいており、将来的には変更となる場合があります。個別のお取り扱いにつきましては、必ず税理士または所轄の税務署にご相談の上、ご自身の責任においてご判断ください。
⚠2013年1月1日から2037年12月31日までの各年分の基準所得税額が、復興特別所得税の課税対象となります。

ご契約のお取り扱い

被保険者のご契約年齢＊1	15歳～ 80歳	
据置期間（年単位）＊2	1年～ 22年　※最長90歳まで	
年金受取開始年齢	ご契約年齢＋据置期間　※年金受取開始日における被保険者のご年齢は90歳以下である必要があります。	
基本保険金額（一時払保険料）	最低200万円／最高5億円／ 1万円単位　※同一被保険者につき変額個人年金保険（13）で通算し、左記金額を限度とします。	
保険料払込方法	一時払	
責任開始日	「被保険者告知日」または「アクサ生命が保険料を領収した日」のいずれか遅い日 ※この日よりご契約上の保障（責任）が開始されます。	
契約日	責任開始日 ※この日を基準としてご契約年齢や据置期間等を計算します。	
特別勘定繰入日	契約日からその日を含めて8日目（アクサ生命の休業日にあたる場合には翌営業日） ※アクサ生命のご契約の承諾が、上記の繰入日よりも遅い日となった場合は、承諾した日の翌営業日が特別勘定繰入日となります。特別勘定繰入日に、一時払保険料から契約初期費（5.0%）を控除した金額を繰り入れます。	
年金の種類	特別勘定年金	
年金受取期間	25年－据置期間　※据置期間と年金受取期間の合計は25年間です。	
年金受取人	ご契約者または被保険者	
後継年金受取人	年金受取人以外の被保険者、または被保険者の親族（配偶者、または6親等以内の血族および3親等以内の姻族） ※後継年金受取人としてご指定いただけるのは1名です。	
付加できる特約	年金支払特約	この特約により、死亡給付金額、死亡一時金額等を年金でお受け取りいただくことができます。 年金受取方法についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
	指定代理請求特約	この特約により、年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難である場合等に、年金受取人に代わってご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が年金の請求を行うことができます。 指定代理請求人についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
基本保険金額の増額	お取り扱いいたしません。	
契約者貸付	お取り扱いいたしません。	
契約者配当金	ありません。	

＊1 契約日における満年齢。ご契約者の年齢に制限はありません。
＊2 ご契約後、据置期間の変更（年金受取開始日の変更）をすることはできません。

諸費用

ご契約時

項目		費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要な費用	一時払保険料に対して5.0% （例）一時払保険料1,000万円の場合、50万円	特別勘定（ファンド）に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

据置期間中および特別勘定年金受取期間中

項目		費用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要な費用	特別勘定（ファンド）の積立金額に対して 年率 2.95% （例）その日の特別勘定（ファンド）の積立金額が1,000 万円の場合、1 日あたり約 808 円	積立金額に対して左記割合（率）を乗じた金額の 1/365 を、毎日、特別勘定（ファンド）の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定（ファンド）の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して 年率 0.1728% 程度（税抜：0.16%程度）＊3 （例）その日の投資信託の純資産総額が1,000 万円の場合、1 日あたり約 47 円	特別勘定（ファンド）にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合（率）を乗じた金額の 1/365 を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

＊3 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定（ファンド）がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定（ファンド）の運用対象の変更・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

一般勘定で運用する年金の受取期間中 ※年金の種類を変更した場合や年金支払特約等により年金としてお受け取りいただく場合です。

項目		費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0%＊4 （例）年金額 100万円の場合、1万円	年金受取日に責任準備金から控除します。

＊4 年金管理費は、将来変更される可能性があります。※特別勘定年金で受け取る場合は、年金管理費はかかりません。

⚠この保険にかかわる費用は「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額となります。
一般勘定で運用する年金へ移行した場合は、「保険関係費」「運用関係費」に替わり、「年金管理費」がかかります。

⚠ご検討に際しご留意いただきたい事項

▶投資リスクについて

本商品は、年金額や解約払戻金額等が特別勘定資産の運用実績に基づいて変動するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定（ファンド）の資産運用には以下等のリスクがあり、運用成果によっては、年金や解約払戻金等のお受け取りになる合計額が、一時払保険料の額を下回る場合があります。なお、これらのリスクは、すべてご契約者が負うことになります。

価格変動リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定（ファンド）では、有価証券の市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定（ファンド）では、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外貨建て資産に対して投資を行う特別勘定（ファンド）では、外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定（ファンド）では、発行体の経営・財務状況の悪化により、資産価値が減少することがあります。

▶本商品はクーリング・オフ制度の対象となります。

ご契約の申込日、または一時払保険料充当金がアクサ生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて 8 日以内（消印有効）であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。

▶アクサ生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）は、生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助により、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことにより、保険契約者の保護を図ることにしています。なお、いずれの場合でも「保護機構」によって、破綻時点の保険契約（再保険を除く）の責任準備金の 90% まで補償されます。変額年金保険の責任準備金は、ご契約後の運用残高に相当する積立金額と同額となります。また、「90% まで補償」とありますが、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の 10% が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の 90% と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の 10% 未満となることもあります。（2014 年 12 月末現在）

▶給付金等の削減について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額、および将来の年金額等が削減されることがあります。

▶この保険の販売資格について

この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。募集代理店（みずほ信託銀行）の担当者（生命保険募集人）の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命の募集人登録等関係カスタマーサービスセンター［03-6757-0310　9:00 ～ 17:00（土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）］までお問い合わせください。

▶生命保険募集人について

生命保険契約は、お客さまとアクサ生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。募集代理店（みずほ信託銀行）の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者（保険媒介者）で、保険契約締結の代理権はありません。

その他にもご注意いただきたい事項がございますので、本商品のご検討・お申し込みに際しては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」をご覧ください。